

## 社会福祉法人勝明福祉会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝明福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 1 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、「別表第1」に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、南光荘の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、各施設の給与規程により支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 理事長の報酬については、毎25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日の平日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、年度末に締めて、5月中に支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに非常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 非常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前月までの報酬を次月に支給する。
- 3 本条第2項の規定にかかわらず、非常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(2) 1円未満の端数については、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(非常勤役員等の報酬)

### 『別表1』

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理 事

区 分	日 額
理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 監 事

区 分	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設のための出勤	5,000 円

(4) 理事長

区 分	月 額
評議員会・理事会への出席	135,000 円
上記の他、法人及び施設のための出勤	